

教育課程の編成（法学部共通）

7 教育課程の変更について（法律学科の2017年度以前入学生対象）

2022年度より、教育課程（カリキュラム）の変更を行いました。この変更により、法律学科フレックスA・Bの2017年度以前入学生の一部を対象に以下の変更があります。

①2021年度以前に修得した場合と2022年度以降に修得した場合で単位算入先が異なる科目がある。

例：2021年度以前は選択科目だった科目が2022年度以降は選択必修科目となる。

単位の算入先が変更となっても、2021年度以前に修得していた場合は、修得した当時の単位算入先に準じます。

上記の例では、当該科目を2021年度以前に修得済みの場合は選択科目に算入されます。また、単位算入先が変更となっても、修得済み科目を2022年度以降にもう一度履修することはできません。

対象科目は、第2章＞専門教育科目＞2.2017年度以前入学生対象 今後の履修に関する注意点 に記載しています。必ず確認してください。

②【2017年度以前入学生のみ】卒業に必要な単位数の合計は変わらず、内訳のみ変更となる。

例：必修科目の廃講等に伴い必要単位数が減少する。

8. 卒業に必要な単位数 にて、変更内容を確認してください。卒業に必要な単位数は、KONECO 成績照会画面でも確認可能です。このような変更が生じた場合でも、卒業に必要な単位数の合計は変わらず、不足単位数の合計が増加するという不利益は生じません。

③【2017年度以前入学生のみ】2021年度以前に修得した一部科目の単位算入先が変更となる。

例：必修科目の廃講等による必要単位数減少に伴い、当該必修科目の単位算入先を必修以外へ変更（単位振替）。

8 卒業に必要な単位数

卒業に必要な単位数とは、それぞれの学部、学科を卒業し、学位を得るために必要な最低限の単位数です。

・法律学科フレックスA・フレックスB共通

(必要最低単位数)

授業科目の区分		必修	選択必修	選択	広域選択
全学共通科目	宗教教育科目	4			※法律学科フレックスA・B 平成30(2018)年度以降入学生：4 ※法律学科フレックスA 平成29(2017)年度以前入学生：8 ※法律学科フレックスB 平成29(2017)年度以前入学生：4
	教養教育科目	人文分野		16	
		社会分野			
		自然分野			
		ライフデザイン分野			
外国語科目		8			
保健体育科目					
専門教育科目		12	12	68	
合計	法律学科フレックスA・B 平成30(2018)年度以降入学生			124	
	法律学科フレックスA 平成29(2017)年度以前入学生			128	
	法律学科フレックスB 平成29(2017)年度以前入学生			124	

※保健体育科目の履修は、6単位を限度とします。

※以下の対象学生については、必修・選択必修・選択のそれぞれの必要単位数が在学期間中に変更となっております。

変更後の単位数を超えてすでに修得している単位数は、「6. 卒業必要単位における修得単位算定の流れ」のとおり認定されます。